

## 令和6年第3回田川地区斎場組合議会臨時会議事日程

令和6年11月27日(水) 13時00分開議

田川地区消防本部 講堂

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 諸般の報告 事務局体制について
- 日程第4 議案第4号 田川地区斎場組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 田川地区斎場組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 田川地区斎場組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 令和6年度田川地区斎場組合一般会計補正予算(第2号)

◎議長（佐々木博議員）

あらためまして、皆さんこんにちは。定刻となりました。ただ今の出席議員は19名中、17名であります。よって本議会は成立いたしました。只今より令和6年度第3回田川地区斎場組合議会臨時議会を開会します。本日、竹下副管理者が公務のため欠席となっております。なお、本日の会議に欠席届のあった議員は、山下美穂様、美穂議員です。それでは議事に入ります前に黒土管理者からご挨拶がありますので、これを受けたいと存じます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（佐々木博議員）

黒土管理者どうぞ。

◎管理者（黒土管理者）

皆様お疲れ様でございます。管理者の黒土でございます。本日は公私とも、ご多忙の中、本斎場組合臨時議会に御参集賜り、心からお礼申し上げます。このたび、本組合を設立した昭和53年から職員として採用され、本年4月からは会計年度任用職員としてではありますが、所長として45年間従事いたしておりました松崎紀公氏が9月末で退職されましたのでご報告させていただきます。また、後任に、併任ではございますが福智町税務住民課長であります、仲村課長に11月25日付けで事務局長の辞令を交付しましたので併せてご報告いたします。

なお、本日ご審議頂きます議案は「条例の制定」が3件、「条例の一部改正」が1件、補正予算が1件でございます。慎重審議のうえご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（佐々木博議員）

それでは仲村事務局長、一言挨拶をお願いします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（佐々木博議員）

はい、仲村事務局長どうぞ

◎事務局長（仲村福智町税務住民課長）

はじめまして、11月25日付けで事務局長を拝命しました、福智町税務住民課長の仲村と申します。併任ではございますがよろしくお願い申し上げます。

◎議長（佐々木博議員）

では、議事に移ります。日程第1「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。会期は本日の1日限りと致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか？

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐々木博議員）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決めます。次に移ります。日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題とします。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において指名いたします。会議録署名議員には末廣聖法議員、楠木静則議員を指名致します。よろしくお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（佐々木博議員）

はい、黒土管理者。

◎管理者（黒土管理者）

それでは、報告をさせていただきます。お手元に平成13年の本組合決裁文書の写しと筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び筑前町で構成しております「筑慈苑施設組合」が制定しております条例等と本組合制定条例等との比較表、それから、本組合の新たな組織図を資料として配布しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。なお、決裁文書につきましては議会終了後回収とさせていただきます。

さて、皆様もご存じのとおり、一部事務組合も固有の地方公共団体でございます。このため、職員の給与や勤務条件等に関係する人事条例等の規定につきましては、独自で整備する必要があります。このことから、平成13年決裁文書の2枚目に記載しておりますとおり、給与に関する条例など6つの条例について県の指導に基づき整備されております。しかしながら、分限に係る条例や懲戒に関する条例につきましては、地方公務員法に基づき、条例を制定しなければならないにも関わらず、制定していないことが判明したため、今回速やかに制定することとし、本臨時会に上程したところでございます。

また、平成13年に整備した給与に関する条例などは、決裁文書2枚目の最下部から3枚目にかけて記載されておりますが、当時の田川市の条例の条項全てを引用して作成しております。このため、この時に制定しました給与条例の第26条第6項には、存在しない当組合の「分限に関する条例」が規定され、現在に至るまでの23年間放置された状態でございます。

このような状況を踏まえ、本組合が現在制定しております例規すべてを検証し、現行法に適合したものとなっているのか、本来しなければならないものが無いか検証する必要があると判断いたしまして、来年8月の定例会に係る議案上程を目指すこととし、これに係る経費を今回補正するものでございます。他組合との比較につきましては「筑慈苑施設組合」の規程をご参照願います。

また、事務局・組織体制につきましては、昨年6月までは田川市環境政策課課長と課長補佐が事務局長・事務局次長を担っていましたが、一部事務組合は独立した固有の地方自治体であることから、昨年7月より事務局長並びに事務局次長を廃止し、再任用職員を管理職である所長として辞令交付しておりました。この職員は昨年度末で再任用期間が終了し、今年度からは会計年度ではありますが引き続き所長としての任について頂いておりました。しかしながら本年9月末でこの職員が退職したことから、管理職が不在となる状況となったため、先程申し上げた例規等の検証並びに制定と合わせ、配布しております組織図のとおり、組合の運営の見直しなどの検討や緊急時における日常業務に従事するため、事務局長及び事務局次長を再度配置する事といたしました。しかし、当組合定数条例では常勤職員は2名と定めているため、常勤職員を増やすことができないことから、管理職として、事務局長や事務局次長を非常勤で市町村の担当部・課長級を併任で充てることといたします。なお、事務局次長につきましては明日以降、手続きが終わり次第発令したいと考えております。事務局長及び事務局次長には先ほどの条例等の精査のほか、本組合の運営や組織体制などの今後の本組合の在り方について検討し、副市町村長会議や市町村長会議を経て、本議会に報告することといたします。

議員の皆様におかれましては、ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

◎議長（佐々木博議員）

只今、管理者より報告が有りましたので、ご了承願います。次に移ります。日程第4議案第4号「田川地区斎場組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例制定について」を議題と致します。提案理由の説明を管理者に求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、黒土管理者。

◎管理者(黒土管理者)

議案第4号「田川地区斎場組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について」につきましては、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき条例を定める必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳しい内容につきましては、事務局に説明させます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、仲村事務局長。

◎事務局長(仲村福智町税務住民課長)

それでは議案第4号「田川地区斎場組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について」ご説明いたします。地方公務員法第28条第3項の規定において、「職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関しては条例で定めなければならない」とされていることから、本組合において必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。内容としましては、降給の種類や降任に伴う給料の取り扱い、心身の故障に伴う対応、休職の期間などの取り扱いなどを定めるものでございます。なお、対象となる事案は、本条例の公布日以降に発生したものが対象となります。以上で説明を終わります。

◎議長(佐々木博議員)

只今、議案第4号についての説明が終了しました。ここで質疑に移ります。質疑はございませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、柿田議員。

◎議員(柿田孝子議員)

ちょっと質問なんですけども、先ほど管理者の方から説明がございました、今までの斎場組合の条例の中に、この分限に関するものがなかったもので、今回条例を制定して加えていくっていう捉え方なのか。ちょっとお尋ねしたいなと思ってました。それと、分限に関する手続き効果及びこの条例を制定することで、今ちょっと説明されましたけども、具体的にどのようになるのかお尋ねをしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、黒土管理者。

◎管理者(黒土管理者)

最初の質問についてお答えさせていただきます。今回先ほど申しました、9月に職員が退職いたしました。そのときに条例等ですね、うちの事務を今回、事務局長をお願い

しております仲村が精査する中で分限が無いということを見つめました。それでは制定しなければいけないということで、今回、制定させていただいております。次の質問は、事務局長より説明します

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、仲村事務局長。

◎事務局長(仲村福智町税務住民課長)

今後どのようになるかということなんですが、例えば休職をした場合を取り扱いとか、その期間とかという規定がございませんでしたので、何もできない状態になっておりました。この条例自体は、どの自治体も整備されたものでございますので、何かしらの事象が発生した場合については対応できなかったものが対応できるように、なるということになります。以上でございます。

◎議長(佐々木博議員)

他に質疑はないでしょうか。ないようですのでこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

◎議長(佐々木博議員)

これで討論を終わります。これより採決いたします。本決算は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐々木博議員)

ご異議なしと認めます。

◎議員(柿田孝子議員)

いいですか、すいません。決算じゃないと思うんですけど。議案です。

◎議長(佐々木博議員)

すいません。ご異議なしと認めます。よって、議案第4号「田川地区斎場組合職員の分限の分限に関する手続き及び効果に関する条例の制定について」は、原案の通り、可決することに決しました。次に移ります。日程第5、議案第5号「田川地区斎場組合職員の懲戒の・・・」

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、柿田議員。

◎議員(柿田孝子議員)

すいません。いいですか。先ほど決算と言われたので、これは議案なので、言い直しをしないと、これは本会議ですので、いけないと私は思います。決算って言われましたよ。言われました。決算って聞こえました。書き間違い・・・うん、そこは言い直したほうがいいと思います。

◎議長(佐々木博議員)

すいません。先ほど決算と言ったところが間違っていました。すいません。議案第4号「田川地区斎場組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例制定について」は、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)。

◎議長(佐々木博議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号田川地区斎場組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の制定については、原案の通り可決することに決しました。次に移ります。日程第5、議案第5号田川斎場組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を管理者に求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、黒土管理者。

◎管理者(黒土管理者)

議案第5号「田川地区斎場組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の制定について」につきましては、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき条例を定める必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳しい内容につきましては、事務局に説明させます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、仲村事務局長。

◎事務局長(仲村福智町税務住民課長)

議案第5号「田川地区斎場組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の制定について」につきましては、先ほどの議案第4号と同様に、地方公務員法第29条第4項におきまして、職員の意に反する処分等は条例で定めなければならないと規定されておりますが、規定されていないことが今回判明したため、本組合において条例を制定するものでございます。内容としましては処分の種類や処分の伝達の方法を定めるものであります。なお、対象となる事案につきましては、本条例の公布日以降に発生したものが対象となります。以上で説明を終わります。

◎議長(佐々木博議員)

只今、議案第5号についての説明が終了しました。ここで質疑に移ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(佐々木博議員)

質疑が無いようですので討論に移ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(佐々木博議員)

無いようですので採決に移ります。議案第5号「田川地区斎場組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐々木博議員)

異議なしと認めます。よって、議案第5号「田川地区斎場組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決しました。次に移ります。日程第6、議案第6号「田川地区斎場組合長期継続契約を締結することが

できる契約を定める条例の制定について」を議題と致します。提案理由の説明を管理者に求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、黒土管理者。

◎管理者(黒土管理者)

議案第6号「田川地区斎場組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」につきましては、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し条例で定める必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳しい内容につきましては、事務局に説明させます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、仲村事務局長。

◎事務局長(仲村福智町税務住民課長)

議案第6号「田川地区斎場組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」につきましては、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、パソコンやコピー機のリース契約、保守点検など、契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすような物品又は役務の提供に係る契約に限定し、その契約の種類等を定めるものでございます。なお、この条例につきましては田川地区のすべての自治体で既に同様の条例が制定されております。以上で説明を終わります。

◎議長(佐々木博議員)

只今、議案第6号についての説明が終了しました。ここで質疑に移ります。質疑はございませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい。小林議員。

◎議員(小林義憲議員)

この田川地区斎場組合長期継続契約を締結の件ですね、第2条に長期継続が締結することができる契約は次に掲げるものとするということで、1は理解できるんですけど、2の庁舎(附属設備を含む)、維持管理、その他役務の提供を受ける契約。経常的かつ継続的に当該役務の提供を受ける必要があるものとされておりますが、これはどんな契約なのかもっと具体的に詳細な内容があればお尋ねしたいと思います。それと第3条ですね。5年以内。ただし管理者が特に必要と認めるものについてはこの限りではないと。あるんですけど。特に必要と認めるものとして書いてあるんですが、どんなケースが考えられるのか。また、5年以内とする、どれぐらい延長することも想定しているのかお尋ねしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、黒土管理者。

◎管理者（黒土管理者）

はい。お答えさせていただきます。その他の管理者が必要と認めるものということについてお答えさせていただきますけども、特段の事案がない限りはですね、それは管理者が必要とするものについては、決断いたしません。この案件については、その都度報告しながら、決定していきたい、そういうふうには考えております。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（佐々木博議員）

はい、仲村事務局長。

◎事務局長（仲村福智町税務住民課長）

条例の第2条（2）に規定されております。維持管理及び役務に関するものにつきましては、基本的には清掃道具の使用料等があって、警備の委託料など一般的な日常管理のものを想定しています。期間としましては、基本的に5年以内となっております、リース契約など、現在の商取引では、基本的には5年以内のものが多数みられると思うんですが、場合によっては6年、7年っていうものを、あるかもございません。この部分については、その都度判断していただこうと考えております。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（佐々木博議員）

はい、小林議員。

◎議員（小林義憲議員）

今、管理者からは特段な事案とか案件、また課長からはですね。はい。庁舎のですね、基本的には清掃、一般的な日常的なものをあげておりますけれど、いや、これは内容をきちっと精査してあげるべきではないかなと私は思います。やはり、ちょっと曖昧な書き方をされると、いわゆる先々また混乱をきたすのではないかなと。そして、第4条にですね管理者が長期継続契約に関して必要な事項、今先ほど、管理者から説明がありましたけど、やはり少し、もうこれはもうちょっと私は曖昧すぎる内容であるので、もう少し中身をきちっとしていただきたいと思います。それと私ども田川市の場合ですね、これは長期継続契約を締結する条例があるんですけど、その条例に対してはやはりソフトウェア情報通信とか書いておりますので、庁舎の施設の維持管理、というのはやっぱり正当の時に入るんじゃないかと思っておりますので、やはりそこの中身についてはもう少しきちんとですね、契約等あると思っておりますので、やはり文章を入れるべきじゃないかなと思います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（佐々木博議員）

はい、黒土管理者。

◎管理者（黒土管理者）

今条例の中でソフトウェアとか説明することです、それが判断できるものについては、もっと詳しく余分に書く必要があると思います。それは考えられますけども、それ以外にこれに条例にないものについては、やはり運営管理者の判断ということで、適用させていただきたい。可能な限りこの条例の中にこういうものについては、これは、自分たちが判断できないという部分ではないと思っておりますので、やはり職員がこの中に入らない、詳細について明細が少ないということでありますから、その部分についても、もう



一度詳細に説明できるように、条文を追加できればというふうには考えてはおります。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長 (佐々木博議員)

はい。小林議員。

◎議員 (小林義憲議員)

どうもありがとうございます。さっき組合管理者の説明がありましたけれども、いや、もう少し私は具体的に詳細で文書を入れ込むべきだと思っております。だから、今回は出来ましたら、第3条と第4条にある管理者が、特段に、別に定めるといふ文言だけは外していただきたいという意見でおられると思います。

◎議長 (佐々木博議員)

他に質疑はございませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長 (佐々木博議員)

はい。柿田委員。

◎議員 (柿田孝子議員)

小林議員と少しダブる部分があるかと思うんですけども、第4条で、この条例に定めるもののほか、長期契約、長期継続契約に関し必要な事項は管理者が別に定めるといふふうにあります。具体的などのようなことを想像できるのかなとそれは今から具体的に示していくっていう答弁だったのかなと思うんですけど、ちょっとそのあたりと、今後こういうふうには管理者が別に定めるときに、場合については、管理者がきちっと議会で報告をして契約していくということだったのか、ちょっと再度確認をさせてください。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長 (佐々木博議員)

はい、黒土管理者。

◎管理者 (黒土管理者)

この条例について載っている部分については、説明の必要はないと思いますけども、これの条文にないものについて、実施すれば、その時点で報告する必要はあるかもしれません。それは文言ではなくて、口頭での説明になるかと思います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議員 (柿田孝子議員)

今の口頭での説明っていうのは、この、こういう契約をしていこうと思うけどもという、口頭での説明なのか、この長期契約を、この事業についてしていこうと思ってちゃんと議会に提案をされていくっていうのか。そこら辺をちょっとはっきりして、答弁していただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長 (佐々木博議員)

はい、黒土管理者。

◎管理者 (黒土管理者)

先ほど事務局の方からソフトウェアの更新も5年であったり7年であったりということの説明いたしました。その部分についてですね、説明をしていく。要するにこの条文にないものについて、契約する部分が出てくるとは思いますけどもその部分については、

これは7年になります。そういうふうに説明させていただきたいということでございます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、仲村事務局長。

◎事務局長(仲村福智町税務住民課長)

補足でございますが、基本的には債務負担行為というものがあまして、年度を跨ぐ場合につきましては、補正、予算書上です、複数年度の期間と、それと上限額を設定したものを、あらかじめ議会の承認をいただいて予算化をいたします。それ以外のもので、物品とか、コピー機とかですね、こういったリース契約が基本になってるような一般的な商取引によるものにつきましては、債務負担行為を経ずに、契約ができるものでございますので、額としてはそんなに大きいものではなく、月にいくらとか、この少ないものが対象になると思われまので、物品及び役務に関しては、その都度起きるものではなく、常に発生しているようなものが対象になるということになります。詳細についてはですね種類につきましては、このあと事務局長、事務局次長皆さんに寄ってもらって、規則の方でその種類具体的な種類をあげたいと考えております。以上です。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい。楠木議員。

◎議員(楠木静則議員)

いいですか。今私はここ初めて見るんですけど、この管理者が別に定めるとかね。これは昔からあったんですか。こういうことが、これは条例に入っちゃったんですか、昔から、今度入れたんですか。前から入っちゃったものなのか、それをちょっと聞きたい。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、黒土管理者。

◎管理者(黒土管理者)

以前より入っております。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい。楠木議員。

◎議員(楠木静則議員)

以前からに入っていたなら、なんで今更こんなこと言うんですかね。管理者がその必要と認めるなら。これはいいんじゃないですか。何で今更こんなんをいうんですか。私は以上です。

◎議長(佐々木博議員)

他に質疑は・・・

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(佐々木博議員)

はい、森下議員。

◎議員(森下喬廣議員)

はい。糸田町の森下です。先ほど事務局長から具体的なものについては、規則によって定めるといふふうにあります。ただ、この条例を見る限り第4条ではですね、管理者が別に定めるといふふうになってます。先ほどのですね、例えば懲戒の手続き及び効果に関する条例についてに関してはですね、第5条必要な事項は規則で定めるといふふうにきちんとうたっておりますが、この今の条例に関しては別に定めるといふふうになっております。先ほどの事務局長の話では規則で定めるといふことがあったので、この文言は別に定めるではなくて、規則で定めるといふふうに変更したほうがいいのではないのでしょうか。以上です。

◎議長（佐々木博議員）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（佐々木博議員）

これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論はございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（佐々木博議員）

はい。小林議員。

◎議員（小林義憲議員）

説明いただいて多様な意見があると思うんですけど、先ほど規則を入れるということなんですけども、これはもう議論なんですけど、そういう形で具体的な、私は文言が入ってない。またそこで恣意的な運用が解釈次第、解釈が拡大されるおそれがありますので、今回のこの条例に対しては反対を申し上げたいと思います。

◎議長（佐々木博議員）

はい。ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。これより採決に移ります。採決の方法は、起立によりたいと思います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（佐々木博議員）

賛成多数であります。よって、議案第6号「田川地区斎場組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。次に移ります。日程第7 議案第7号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。定案理由の説明を管理者に求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（佐々木博議員）

はい、黒土管理者。

◎管理者（黒土管理者）

議案第7号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告いたします。議案第4号でご承認いただきました「田川地区斎場組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例制定について」に適合させるための改正でございます。条例番号は公布時に番号を取得しますので、番号は記載しておりません。以上で議案第7号の概要を終わらせていただきます。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議 長（佐々木博議員）

只今、議案第7号についての管理者の説明が終わりました。ここで質疑に移ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議 長（佐々木博議員）

質疑が無いようですので討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議 長（佐々木博議員）

無いようですので採決に移ります。議案第7号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議 長（佐々木博議員）

異議なしと認めます。よって、議案第7号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決しました。次に移ります。日程第8、議案第8号「令和6年度田川地区斎場組合一般会計補正予算第2号について」を議題と致します。提案理由の説明を管理者に求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議 長（佐々木博議員）

はい、黒土管理者。

議案第8号「令和6年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。今回の補正は、条例等の整備に不備があるため、例規精査及び制定業務に係る2ヶ年度の債務負担行為の設定および、本年度執行分の増額補正などでございます。詳細につきましては、事務局より説明させていただきます。

「議長」と呼ぶ声あり）

◎議 長（佐々木博議員）

はい、仲村事務局長。

◎事務局長（仲村福智町税務住民課長）

補足説明致します。議案第8号「令和6年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第2号）」について、補足説明致します。1ページをお願いいたします。第1条でございますが、2ページ第1表のとおり補正額の歳入歳出の増減はございませんので、予算総額は補正前の額と同額の2億1338万円でございます。第2条債務負担行為の補正につきましては、2ページの別表第2表をご覧ください。債務負担行為の事項としましては「例規精査及び例規集作成（データベース含む）業務」とし、期間は令和6年度から令和7年度までの2年間、限度額は352万円を設定するものでございます。4ページをお開きください。上限額352万円のうち令和6年度の支出見込み額である88万円を12節委託料に増額し、この財源として24節積立金のうち、前年度剰余金分の追加積立金から同額を減額するものでございます。業務内容につきましては、現在制定しています条例などの精査及び制定支援業務と追録の製作及びデータベース化を図るものでございます。精査及び制定業務につきましては、令和7年8月召集予定の本組合定例会に上程できるよう進めたいと考えております。また、このような追録につきましては、来年度末

までに制作し、構成市町村に配布したいと考えております。なお、製作後に改正等があった際は差し替えを行う予定でございます。以上で説明を終わります。

◎議 長（佐々木博議員）

只今、議案第8号についての管理者の説明が終了しました。これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議 長（佐々木博議員）

質疑が無いようですので討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議 長（佐々木博議員）

無いようですので採決に移ります。議案第8号「令和6年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議 長（佐々木博議員）

異議なしと認めます。よって、議案第8号「令和6年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに決しました。以上で、本日の会議に付された案件は、すべて、終了しました。これをもちまして、令和6年第3回田川地区斎場組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。